

憲法と人権の視点で考える

現代社会の問題 VI

身近な新聞記事を題材に憲法と人権の視点から時事問題を捉え、現代社会を取り巻く諸問題について、山梨学院大学法学部教授 山内幸雄さんにわかりやすくお話いただきます。どなたでも受講いただけます。一緒に考えましょう！

講師：山内幸雄さん（山梨学院大学法学部政治行政学科教授）

1. 「衆議院の解散 いっでもできるの？」 2月7日（土）13:30～15:30

私たち国民が日本国憲法を知ることとても大切です。憲法の条文を読みながら、衆議院の解散について正しく学習します。そしてその時、憲法が主権者である私たち国民に何を期待しているのかを探り、「国民による」監視の重要性を考えます。

2. 「若者を襲うネット犯罪～恋人たちのプライバシー侵害～」 2月21日（土）13:30～15:30

アカデミー賞女優のヌード写真を配信するなどネット犯罪が横行する現代、恋人たち自身が恋愛という甘い香りの中で起こしてしまう人権侵害が頻繁に起こっています。一度配信された画像は削除し切れないで残ってしまうネット犯罪…。

3. 「なお続く“女性の人権”への攻撃」 3月8日（日）13:30～15:30

今なお続く男女差別（民法の規定、賃金、昇進など）、さらに、私たちの代表者である政治家の品格のなさ、示すセクハラや、明らかな違法行為なのに頻発する出産退職（マタハラ）、「女性の活躍」という美称に名を借りた非正規雇用の増大などを考えます。

4. 「ヘイトスピーチ（憎悪表現）は許されない」 3月29日（日）13:30～15:30

従軍慰安婦問題を話題に「人種間の憎悪をあおる発言」、いわゆる「ヘイトスピーチ」は日本国憲法上では「表現の自由」として守られるべきものだろうか。憲法解釈を二分しているこの問題を正しく捉え、国連人権差別撤廃委員会の勧告にまで言及します。



山内幸雄さん

近畿大学大学院法学研究科博士課程を修める。専門は憲法学・男女共同参画論。1983年、山梨学院大学に奉職。現在、法学部政治行政学科教授。
山梨県女性いきいきプラン推進懇話会労働部会長、ヒューマンプラン21策定懇話会会長、県立男女共同参画推進センター運営協議会委員、甲府市等の審議会議員、女性リーダー養成海外研修アドバイザーなどをつとめる。
著書に、池田政子&やまなしの仲間たち編著『未来につなげる男女共同参画～ジェンダー視点の実践活動～』（分担執筆）生活思想社、石田栄仁郎・山内幸雄編著『日本国憲法講義』啓正社など多数。

主催・お問合せ

山梨県立男女共同参画推進センター
ぴゅあ総合

〒400-0862 甲府市朝気 1-2-2
TEL:055-235-4171 FAX:055-235-1077
sogo-event@yamanashi-bunka.or.jp

無料託児
あります



6か月～就学前
講座3日前迄に
ご予約ください

